

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

## 証 拠 説 明 書

2012年11月11日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

括弧内の甲号証番号は、旧番号である。

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	出身国情報主要文献 ウガンダ	原本	2009年2月6日 英国国境 庁出身国 情報サー ビス	ムセベニの対抗 馬である民主変 革フォーラム (FDC) のキザ・ ベシゲが亡命先 から戻り、大統 領選への出馬を 発表した後、彼 は、反逆、テロ、 レイプおよび武 器不法所持の疑 いで逮捕された こと、深刻な問 題を抱えている ウガンダの人権 状況、とりわけ 治安部隊による 暴力行為の存在 や言論の自由が ないこと、反政 府団体への制約、 選挙における暴 力と不正の存在	原文を法務 省が翻訳し たもの。

					等。	
甲2	不寝番の代わりに暴行 —ウガンダ緊急行動部隊による拷問と不法拘禁—	原本	2011 年3月	ヒューマン・ライツ・ウォッチ	ウガンダの治安部隊による市民への暴行に対して、警察や国家の保護がないこと等。	原文
甲3	同上	原本	2012 年1月頃	通訳ボランティア	同上	甲2の本文の関連部分を一部抜粋し、ボランティアによる日本語訳を挿入したもの。
甲4	2009年 人権状況国別報告書 —ウガンダ	原本	2010 年3月1 日	米国民主人権労働局	9月10日と11日に、ブガンダ王が治安部隊により行動の自由を奪われたこと、それに対して政府は安全対策であったとの言い逃れをしていること、治安部隊による殺害事件が横行しており、それに対する訴訟の進捗が全くないこと、スーダンにおいてもウガンダ人による殺害行為が認められること、FDCのメンバーが警察に拉致され、失踪者も多数存在すること、	原文を法務省が翻訳したもの。

					警察がすべてのラジオをつぶさに監視したこと等。	
甲5の1	ウガンダ：民主革新フォーラム（FDC）；その組織、基盤、指導者および幹部構成員；その構成員に対する当局による取扱い〔2005年－2006年1月〕	原本	2006年2月23日	カナダ移民難民局	国家が後押しする嫌がらせと脅迫が、FDC 党員や支持者に対して認められること等。	原文
甲5の2	同上	原本	2011年6月21日	杉本大輔（翻訳）	同上	甲5の1を翻訳したもの。
甲6の1	ウガンダ：2006年2月の選挙後の野党の勢力；野党構成員及び支持者に対する当局による不利な取扱いに関する報告〔2005年11月－2007年1月〕	原本	2007年2月2日	カナダ移民難民局	公然と集まったFDCの支持者に対する暴力の使用が報告されていること、治安担当である警察の一部がFDCの構成員に対して、拷問や脅迫をしたこと等。	原文
甲6の2	同上	原本	2011年6月21日	杉本大輔（翻訳）	同上	甲6の1を翻訳したもの。
甲7の1（甲7）	キボコ・スクアッドの実態が明らかになる	原本	2009年9月15日	Independent 紙	キボコ・スクアッドの実在と、それが、政府に批判的な市民に対して脅威であること、ムセベニ大統領がキボコ・スクアッドを賞賛していること、またキボコ・スクアッドの構成員に警察	原文

					や国内保安機構 (ISO) が含まれていること、本部隊が NRM や政府の不利になる汚い仕事を行うために訓練され、動員されていること、本部隊の構成員は野党勢力の指導者ではなく、一般市民を標的にするように支持されていること等。	
甲7の2 (甲18)	同上	原本	2012 年5月	翻訳ボラ ンティア	同上	甲7の1を 段落ごとに 翻訳したも の
甲8の1 (甲8)	政府とキボコ・スクアッド の新たな関係が明らかにな る	原本	2010 年8月8 日	Timothy Nsubuga	キボコ・スクア ッドが警察及び ウガンダ国軍と 密接な関係があ ること、本部隊 が警察の下で反 体制派を弾圧し ていること、ム セベニ大統領が 本部隊を擁護し ていること等。	原文
甲8の2	同上	原本	2012 年8月2 日	翻訳ボラ ンティア	同上	甲8の1を 段落ごとに 翻訳したも の

甲9の1 (甲9)	ウガンダ, キボコ・スクア ッドと警察による恥さらし	原本	2010 年6月2 4日	THE NIGERI AN VOICE	ウガンダ警察と キボコ・スクア ッドが共になっ て, 市民社会活 動かに対して暴 行を加え得てい ること等。	原文
甲9の2 (甲19)	同上	原本	2012 年4月	翻訳ボラ ンティア	同上	甲9の1を 段落ごとに 翻訳したも の
甲10の 1 (甲10)	ウガンダ, キザ・ベシゲ氏, 4度目の逮捕	原本	2011 年4月2 8日	BBC	FDC 党首が暴行 を加えられ, 4 度目の逮捕をさ れ拘留された事 実等。	原文
甲10の 2 (甲20)	同上	原本	2012 年4月	翻訳ボラ ンティア	同上	甲10の1 を段落ごと に翻訳した もの

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣)

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

## 証 拠 説 明 書 2

2012年11月11日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

括弧内の甲号証番号は、旧番号である。

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲11の 1	人権状況に関する国別報告書 2007年 (ウガンダ)	2008年 3月11日	米国民主人権労働局	言論と報道の自由に 関して、政府は政治 討論番組を限なく監 視し、ラジオの討論 番組で反対者の参加 を阻止しようとする 動きが確認されてい ること、野党支持者 や党員が暴力による 弾圧を受けているこ と、2006年4月に施 行された法律により、 NGOが毎年登録更 新許可することが義 務付けられており、 政府による NGO 活 動内容への干渉が増 えたこと、政府が NGOと北部との関 係において資金の使 用方法に敏感である こと等。	原文

甲 1 1 の 2 (甲 1 1)	同上		不詳	法務省	同上	原文を法務省が翻訳したもの。
甲 1 2 の 1	出身国情報主要文書 ウガンダ 2007年10月16日	原本	2007年 10月16 日	英国国境 庁出身国 情報サー ビス	ウガンダがバガンダ王国から発展したこと、1896年以降の英国政権は間接統治の原則に従ったが、その原則にはバガンダ族の自治という特別措置が含まれていたこと、失踪や表現の自由に対する攻撃が認められること等。	原文
甲 1 2 の 2 (甲 1 2)	同上	原本	不詳	法務省	同上	原文を法務省が翻訳したもの。
甲 1 3 の 1	リドレスー拷問生存者の補償を求めて	原本	2007年 4月	<b>The Redress Trust</b>	FDC メンバーが襲撃、拷問、失踪しているという事実、政府が拷問を放置しているという事実、地方刑務所が組織だつて虐待、脅迫を行っていること、女性への差別があること、拷問の行為者が警察であるため、警察の苦情処理制度が全く機能不全であること、世論調査によればほとんどの市民が警察に対して腐敗しており賄賂なしには何の行動も取らないという見解を持っていること、NGO が現地コミュニティと非常	原文

					に強い繋がりがあり、 現地の団体や被害者 と積極に関わり合い 支援をしていること 等。	
甲13の 2 (甲14)	同上	原本	2012年 4月	翻訳ボラ ンティア	同上	甲13の1 の本文のう ち、関連す る部分を抜 粋し、段落 ごとに翻訳 したもの。
甲14の 1 (甲15 の1)	2009年の事件	原本	2012年 1月25日 ころ	ヒューマ ン・ライ ツ・ウォ ッチ	中央政府とブガンダ 王国との間の政治的 緊張があること、政 府がルガンダ語のラ ジオ局の4局の放送 を中止させたこと、 選挙不正行為にも関 わらず選挙管理委員 会が会期を延長した ことに対してデモを 行った FDC のメン バーを警察が鎮圧し、 拘留したこと、20 09年政府による表 現の自由の弾圧が高 まったこと、ムセベ ニ大統領がラジオ局 の CBS (ブガンダ王 国と共同所有) を、 反政府キャンペーン を支持したとして訴 え、政府の規制団体 である報道評議会を 通して CBS と他の3 つのラジオ局を閉鎖 したこと、原告が携	原文

					わる政党及びラジオ局が未だに保護を受けられていないこと等。	
甲14の2 (甲15の2)	同上	原本	2012年 4月	翻訳ボランティア	同上	甲15の1をボランティアが翻訳したもの。
甲15の1 (甲16の1)	アムネスティ・インターナショナル報告書 2010 ーウガンダ	原本	2010年 1月	アムネスティ・インターナショナル	バガンダ王国からの訪問の件に係る暴動において、少なくとも半数が警察や保安職員によって撃たれ死亡したこと、政府認可の放送協会が4つのラジオ局を独断的に閉鎖した事実等。	原文
甲15の2 (甲16の2)	同上	原本	2012年 4月1日頃	翻訳ボランティア	同上	甲16の1をボランティアが翻訳したもの
甲16の1 (甲17の1)	アムネスティ・インターナショナル報告書 2011 ーウガンダ	原本	2010年 5月28日	アムネスティ・インターナショナル	選挙時における暴力、権力の乱用が確認されること、それに対し詳細な調査はされず、容疑者も免責されていること、キボコ・スクアッドが、キザ・ベシジェ氏によって開かれた集会を中断させ、同士や役員、支持者に暴力を振ったこと、政府はその事件を放置していること、政府が治安管理法案を提出し、その法案が通れば、集会や表現の自	原文

					由が過度に厳しく制限されるようになること等。	
甲16の2 (甲17の2)	同上	原文	2012年 4月4日頃	翻訳ボランティア	同上	甲17の1をボランティアが翻訳したもの
甲17 (甲21)	平成21年(行ウ)第154号 退去強制令書発布処分無効確認等請求事件 判決	写し	2011年 11月1日		ウガンダにおいて、 FDC 党員としての党員勧誘(動員)活動や、選挙の際の投票監督者としての活動、番組での発言を理由に、難民と認定した裁判例の存在。 FDC が議会において議席数を獲得した2006年以降もウガンダ政府が FDC 党員に対して様々な危害を加えていることからすれば、ウガンダに故国した場合 FDC のメンバーであること及び現政権に反対する政治的意見を有していることを理由としてウガンダ政府から迫害を受けるおそれがあること等。	

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

### 証拠説明書3

2013年1月31日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 同 川津 聡

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲18	ウガンダ 民主主義・人権・労働局 2005年度版	原本 2006年 3月8日	米国民主人 権労働局	FDCメンバーが襲撃、拷問されている、失踪しているという事実(4頁)、政府が拷問を放置しているという事実(4頁)、民間の独立系メディアが規制されていること、政府や大統領に対して批判的なラジオ局を閉鎖、ラジオトーク番組の司会者を逮捕していること、治安部隊が政府に批判的なジャーナリストを脅迫・嫌がらせ・逮捕し、メディアの言論と表現の自由を制限していること、FDC党首キ	米国民主人権労働局の報告書を法務省が翻訳したもの。

					ザ・ベシゲとその他 22名が逮捕され、その抗議活動を行う支持者が逮捕されていること、集会を開く際に事前に警察に届出が必要となり、警察が野党の集会を阻止、解散させ、政治活動を妨害していること等。	
甲 19	ウガンダ 民主主義・人権・労働局 2006年度版	原本	2007年 3月6日	米国民主人権労働局	治安部隊が一般市民を恣意的に逮捕・拘留していること、キザ・ベシゲの選挙運動の元動員役（元 Mobilizer）が約一年にわたり拘留されていたこと、NGO 登録法が可決されたことで NGO の運営機能が事実上妨害される懸念が生じていること、2006年の選挙に際し深刻な不正（有権者の選挙権の剥奪、贈収賄、脅迫、暴力を含む）が発生したこと、ブガンダ王国支持者に対する暴力が行使されたこと（ベシゲがブガンダ王国を訪れた際に集まった群衆に対し、UPDF の中尉が発砲し死傷者が出たこと）、治安部隊、警察が批判的なジャー	米国民主人権労働局の報告書を法務省が翻訳したもの。

					ナリストに対して逮捕、嫌がらせ、脅迫を継続して行っていること、メディアの機能がさらに制限されたこと等。	
--	--	--	--	--	-----------------------------------------------------	--

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

### 証拠説明書4

2013年3月13日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲20 の1	FDC 党员から原告 への手紙	原本	2013年 1月10日		原告が FDC の党员であること、 ラジオ局 CBS の野外収録番組 である政治トークショーにおい て出演していたこと、FDC 党 員として政治活動をしていたこ となどから NRM に命を狙われ、 ウガンダを出国せざるをえな くなったこと。ウガンダにお いて、FDC 支持者への人権侵 害が行われていること等。	
甲20 の2	同上	原本	2013年 1月23日	翻訳ボラ ンティア	同上	甲20の 1を翻訳 したも の。
甲20 の3	封筒	原本	2013年 1月		甲20の1の手紙が代理人弁護 士を通じて郵便で届いたこと。	甲20の 1の手紙 が入っ ていた封筒
甲20 の4	税関申告書	原本	2013年 1月11日		甲20の1の手紙がウガンダか ら郵便で届いたこと。	
甲21	ウガンダ：氏への	写し	2011年		原告に甲20の1の手紙を作成	

の1	6つの質問		3月5日		した氏がFDCの党员であること、選挙の不正を訴える抗議運動に対する見解をマスメディアから問われたこと、したがって、ウガンダ国内のメディアからFDCの政策判断に一定の影響力を有すると見られていること等。	
甲21の2	同上	写し	2013年月日	翻訳ボランティア	同上	
甲22	FDCウェブサイト	写し	アクセス日: 2011年 3月12日	FDC	甲20の1の手紙に記入されているFDCのウェブサイトが存在すること、同手紙の左上及び透かしに利用されている党章がFDCの党章であること等。	
甲23	2010年人権報告書: ウガンダ 民主主義・人権・労働局 2010年国別人権報告書	原本	2011年 4月8日	米国民主人権労働局	治安警察官がFDC党员を拷問し死亡させたこと、警察が、FDCの女性を激しく殴打し、その他のFDCメンバーに暴行を加えたこと、民間人殺害事件の責任はムセベニに大統領にある旨をラジオ番組で述べたFDC支持者が警察に逮捕されたこと、野党政治家がメディアとの接触を拒否されたこと、機動隊と自警団「キボコ分隊」の隊員が野党支持者に暴行を加え、警察はそれを見守っていたこと等。	米国民主人権労働局の報告書を法務省が翻訳したもの。
甲24	判決謄本	写し	2013年 2月27日	大阪高等裁判所	FDC党员に対する迫害を理由にウガンダ国籍の難民申請者を難民と認定した一審判決(甲17)が維持されたこと等。	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

## 証拠説明書5

2013年7月16日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲20 の3 の2	封筒 原本	2013 年6月	羽田野真 帆	甲20の1の手紙が代理人弁護士を通じて郵便で届いたこと。	甲20の3 を翻訳した もの。
甲20 の4 の2	税関申告書 原本	2013 年6月	羽田野真 帆	甲20の1の手紙がウガンダから郵便で届いたこと。	甲20の4 を翻訳した もの。
甲22 の2	FDCウェブ サイト 原本	2013 年6月	羽田野真 帆	甲20の1の手紙に記入されているFDCのウェブサイトが存在すること、 同手紙の左上及び透かしに利用されている党章がFDCの党章であること等。	甲22を翻 訳したもの。

甲25 の1	FDC 党员○ 氏から原告へ の手紙 「Re: ○」	原本	2013 年3月4 日		甲20の内容に加え, FDCの 政党の構造の中で原告が教区 レベルに属すること及び同レ ベルは政府からの弾圧や脅迫 を受けやすいこと等。	
甲25 の1 の2	同上	原本	2013 年6月	羽田野真 帆	同上	甲25を翻 訳したもの。
甲25 の2	内封筒	原本	2013 年3月4 日		甲25の1の手紙が代理人弁 護士を通じて郵便で届いたこ と。	
甲25 の3	外封筒	原本	2013 年4月		同上	
甲26	難民認定申請 書ひな形	原本	2012 年	被告	原告が難民認定申請した当時 の難民認定申請書(乙21の 1)では, 迫害の主体に関する 質問がなかったが, 現在の難民 認定申請書では, 同質問が問2 において明記されていること。 被告は少なくとも, 原告が難民 申請した2009年11月当 時, 難民認定手続において, 難 民認定申請者の難民該当性を 判断する際に, 原告の保護の欠 如の主張の検討を怠ったこと 等。	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

## 証拠説明書6

2014年4月25日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲27	事案概要書（申請番号名21-64）	写し H22.7.15	名古屋入国管理局	事案概要書の記載内容	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官）

## 証拠説明書 7

2014年6月30日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲28	事案概要書（申請番号 名21-64）	写 し	H22. 名古屋入国 管理局 難 民調査官	事案概要書の記載 内容等、甲第27 号証の事案概要書 と同種の資料と思 われるが全50枚 と頁数が異なって いる。主要部分が 黒塗りで内容を確 認できない事実。	

甲 2 9	申請の概要及び意見（名 2 1—6 4）	写 し	不詳	<p>「申請の概要及び意見」と題する書面の記載内容等。</p> <p>同書面は大部分が黒塗りされており、書面からは作成者も不明である。</p> <p>本件難民不認定について、法務大臣が調査した資料，認定した事実及び意見等，が記載されており，同書面の記載内容が明らかになることによって原告は，</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法務大臣の調査の不足・不備</li> <li>② 法務大臣が認定した事実の誤り</li> <li>③ 法務大臣が原告について難民に該当しないという意見を形成した過程の誤り</li> <li>④ 法務大臣が原告に補完的保護を与えないという意見を形成した過程の誤り等</li> </ul> <p>の取消事由を，具体的に主張立証することが可能になる。</p>	
-------	-------------------------	--------	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

甲30	保有個人情報開示請求 について	写 し	H25.2.5	名古屋入国 管理局総務 課, 原告。	原告が事案概要書 (申請番号 名2 1-64 甲27 及び甲28), 並び に申請の概要及び 意見(名21-64 甲29)を取得した 個人保有情報開示 請求の内容等。	
-----	--------------------	--------	---------	--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

## 証拠説明書 8

2014年8月27日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲31	保有個人情報開示決定 等の期限の延長につい て（通知）	原本 26.7.28	被告名古屋 入国管理局 長	平成23年1月2 7日に原告が行っ た難民認定をしな い処分に対する異 議手続において平 成25年2月1日 以降に作成された 書類の個人情報開 示決定等が同年8 月25日までに行 われる事実等。	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官）

### 証拠説明書 9

2014年10月28日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲32 の1	決定書 原本	2014.9.26	名古屋入 国管理局 長	本件難民の認定をしない処分 に対する異議申立ての決定の 内容等。	
甲32 の2	教示書 原本	2014.9.26	同	前記決定の教示書の内容等。	
甲33	意見書 写し	2014.3.19	原告	異議手続における原告（異議 申立人）の主張内容等。	
甲34	提出資料一覧（1） 写し	2014.3.17	原告	異議手続において原告が提出 した資料の内容等。	
甲35	提出資料一覧（2） 写し	2014.3.17	原告	異議手続において原告が提出 した資料の内容等。	

平成 23 年（行ウ）第 109 号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 10

2014年12月12日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲36 の1	Carry your cross, Police tells Otto	写し	2010.7.7	ニュービジ ョン紙 (ウガンダ の国営日刊 英字新聞。 ウガンダの 2大紙の1 つ。)	告発されている FDC の国 会議員オットー氏に対し、 警察は、同氏が NRM 治安 部隊員による政治的迫害 の犠牲者であると訴えて いることは陽動行為であ り、事件を政治化すべきで ないと述べていること等。	
甲36 の2	苦悩に耐えろ、警察 はオットーに言っ た	写し	2013.9.12	国	同上	甲36 の1の 訳文

甲37 の1	80 arrested in anti-Electoral Commission demos	写し	2010.7.28	モニター紙 (モニター 出版社が発 行するウガ ンダの日刊 英字新聞。 ウガンダの 2大紙の1 つ。)	全国で約80人のFDC党 員が拘留されていると ころ、FDC 党員らは、ア フリカ連合の代表団向け 、ウガンダにおける民主 主義への挑戦に同代表団 の注意を喚起することを 目的にデモを組織した こと。同デモでは少なく とも12の町で活動家ら が警察と衝突し、最大の 衝突があったルクンギリ 地区では、デモ参加者 を追い払うのに実弾や 催涙ガス・スプレーが 使用されたこと、警察の 執拗な弾圧により、何 人かは警察に連行され たこと等。警察がサッ カーの試合に向かう中 学生を乗せた大型トラ ックをFDC支援者では ないかと疑って、誤っ て押収したこと等。	
甲37 の2	反選挙委員会デ モで80人逮捕	写し	2013.9.12	国	同上	甲37 の1の 訳文
甲38 の1	Stop militarisation of civil society	写し	2010.7.4	モニター紙 (モニター 出版社が発 行するウガ ンダの日刊 英字新聞。 ウガンダの 2大紙の1 つ。)	警察は極悪非道なキ ボコ分隊を逮捕でき ず、状況の改善に役 立っていないこと。 自衛グループの出現 は法の支配の欠如と 、ウガンダ社会を悩 ませている不正の 拡大の現れである こと。治外法権の 殺害の大半は、私 服の人々が実行し たものであること 等。	

甲 3 8 の 2	市民社会の軍事化 を阻止せよ	写し	2013.9.12	国	同上	甲 3 8 の 1 の 訳文
甲 3 9 の 1	PC women sue police officers over alleged assault	写し	2010.7.7	Lydia Mukisa (インター ネ ッ ト 記 事。)	野党連合の女性政治家ら が、警察官らに襲われ、攻 撃され、痛みつけられ、衣 服を脱がされ、拷問を受け たと訴えていること。女性 のうち 2 人は、受けたとさ れる拷問で重傷を負って いること等。	
甲 3 9 の 2	野党連合の女性た ち、襲撃の疑いで警 察官らを提訴	写し	2013.9.12	国	同上	甲 3 9 の 1 の 訳文
甲 4 0 の 1	Who are the faces behind Kiboko Squad?	写し	不詳	モニター紙 (モニター 出版社が発 行するウガ ンダの日刊 英字新聞。 ウガンダの 2 大紙の 1 つ。)	キボコ分隊が警察と関係 しており、通りで暴力をふ るう許可を得た男たちで あること。キボコ分隊は FDC 指導者キザ・ベシジ ェ氏を殴ったとされており、テレビ映像ではキボコ 分隊の男が、女性や子ども の背中をたたきながら込 み合った通りを走り去る 姿が写し出したこと。大 統領は、キボコ分隊を、優 れた愛国主義の力強い一 例として、悪者に対して善 良な市民が自らを守るケ ースとして称賛し「私は正 義にしたがって犯罪者(デ モ参加者)に反対するウガ ンダ人に敬礼する」と語っ ていること。4 月 20 日付 のデイリーモニター紙の 記事は、キボコ分隊は「政	

					府高官から作戦を遂行するために説明を受け、武装し、指示を受けた」と報じていること等。	
甲40 の2	キボコ分隊の裏には誰がいるのか？	写し	2013.9.12	国	同上	甲40 の1の 訳文
甲41 の1	Political persecution in Uganda Okello CP & Co.	写し	不詳	Godfrey Ayoo ELUM ANIAP (インターネット記事。)	ウガンダ軍とその他の州治安組織は、罪のない人らを残酷な逮捕、拘留、拷問、そして超法規的に殺害していること。ムセベニが賄賂に金をつぎ込んでいること等。	
甲41 の2	ウガンダ・オケロ CP 中尉とその仲間たちに対する政治的迫害	写し	2013.9.12	国	同上	甲41 の1の 訳文

平成 23 年（行ウ）第 109 号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 1 1

2014年12月18日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲42	第1回 口頭意見陳述 審尋調書	写し	2014.5.19	名古屋入国管理局 難民調査官 横山和彦	口頭意見陳述及び審尋の内容

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

## 証拠説明書 12

2015年2月16日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲43	陳述書 原本	2015.2.16	原告	原告の難民性を基礎づける事情	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

### 証拠説明書 13

2015年2月20日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲44	陳述書 原本	2015.2.19	原告	原告の現在の生活 について等	
甲45	写真帳 原本	2015.02.19	原告	原告が日本でボラ ンティア活動をし ていること、地域 と関わりを持って 生活していること 等	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

### 証拠説明書 14

2015年5月27日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲46	難民認定手続における 客観的情報の取扱いに ついて（通知）	写 し 2011.3.7	法務省入国 管理局総務 課長 神村 昌通 審判課長 石岡邦章	難民不認定処分取消等請求事 件について、国敗訴の判決が あり、同敗訴が確定したとこ ろ、同処分を行った経緯を検 討した結果、申請人の出身国 の一般的な事実に係る「客観 的情報」を難民該当性の判断 の基礎となる事情としていな かった点が見受けられたこ と、それは、難民該当性を適 切に判断することを困難にす ること。同判決の検討と客観 的情報の活用につき、地方局	

					<p>で作成する概要書等において、担当難民調査官が、「客観的情報」(申請者の出身国における人種、宗教、政治、治安等の情報に係る情報をいう。)に係る根拠資料の内容を実際に確認せず、過去の類似案件の書き振りをその正確性を確認することなく、単に踏襲する形で引用した結果として、そもそも、客観的事情に合致した記載とならず、難民該当性の適切な判断に必要な前提が失われることのないよう、「客観的情報」の重要性を十分に認識する必要があるとし、については、「客観的情報」の重要性についての認識を新たにし、公正かつ中立に活用すること、概要書等の作成に当たり、「客観的情報」を引用する際は必ず出典元を明示すること、並びに、引用した資料は、引用部分が分かるよう工夫した上で、概要書等と共に本省に送付するものとする、という通知が、地方入国管理局長及び地方入国管理局支局長に出されていること等。</p>
甲47	判決謄本	写し	2007.2.2	東京地方裁判所	<p>26頁において、「難民の資格要件としての「迫害のおそれ」が問題となる場合、迫害をする者としては、一般には国家機関が想定されている。しかし、難民条約</p>

					<p>の規定は、その文言上、迫害の主体を国家に限定していない。「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることを望まないもの」という文言からすると、重要なのは国籍国による効果的な保護の欠如であると理解することができる。したがって、人権、宗教等の難民条約所定の理由により国家機関以外の者から迫害を受けるおそれがあり、かつ国籍国の政府がそれを知りながら黙認しあるいはそのような状況を放置するなど、迫害対象者を効果的に保護することが期待できない状況にある場合には、難民の資格要件としての「迫害のおそれ」は満たされると解すべきである（国際連合難民高等弁務官事務所作成の『難民認定基準ハンドブック（改訂版）（甲11）第65頁参照。）」と判断していること等。</p>
甲48	「難民」保護に新枠組み 在留許可 明確化 法 務省検討	写 し	2014.12.11	毎日新聞	<p>法相の私的懇談会「出入国管理局政策懇談会」の専門部会が、難民条約上の難民と認定されなくても、保護を求める一定の外国人に在留許可を与える新たな枠組</p>

					<p>みを設けるよう提言すること。日本の難民認定は、昨年は6人に過ぎず、審査が厳しすぎるとの批判が国内外から出ていること。シリアからの難民申請者はこれまで56人いたが、認定例はない一方で、「人道配慮」から年間100人以上に一時的在留許可を与えており、シリアからの36人も含まれていること等。</p>
甲49	在留許可 基準整備を法相の私的懇談会 出入国管理で提言	写し	2014.12.27	日本経済新聞	<p>法相の「出入国管理政策懇談会」は、報告書において、難民に認定されなくても在留許可を与える場合の基準を明確にするよう求めたこと。日本の難民認定は諸外国と比べて厳しいとの指摘があること。2013年は難民申請3260人に対し認定は6人とどまった一方、法相の裁量で人道配慮による一時的な在留許可を151人に与えたこと。報告書は法相がどのような場合に在留許可を与えるのか基準を明確化するよう求めたこと等。</p>
甲50	難民認定制度の見直しの報告性に関する検討結果（報告）	写し	2014.12	第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会	<p>難民条約には直ちに該当しないが、国際的に保護の必要がある者の在留を許可する枠組みが必要であることが指摘され、国際的動向・国際人権法規範を踏まえた、「待機機会」としての在留許可を付与するための枠</p>

					組みの創設が提言されたこと等。
甲51	平成26年における難民認定者数等について	写し	2015.3.11	法務省入国管理局	平成26年に日本政府が難民として認定した者は11人、難民として認定しなかったものの、人道的配慮が必要なものとして在留を認めた者は110人であり、合計の庇護数が121人であったと報道していること等。
甲52	後藤さんからの宿題	写し	2015.2.22	日本経済新聞	法務省によると日本に難民認定申請したシリア出身者は14年秋までで60人いるが、認定された人はいないこと。宗教の違いなどで「迫害を受けるおそれがある」という難民の定義に合わないのが理由だとする説明に、世界で通用するだろうか、と疑問を呈し、日本が「冷たい国」と思われてもしかたがないと述べていること等。

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 15

2015年5月27日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲53	通知書	写し	21.1.26	被告	原告と同じウガンダ国籍で、FDCの党员として活動を行っていた男性の難民認定申請について、認定しない処分がされたこと等。
甲54 の1	ウガンダ：The Forum for Democratic Change (FDC)；その構造、基盤、リーダーシップおよび幹部社員のメンバー、当局によるメンバーの処理	写し	2010.6.2	カナダ移民難民局	ウガンダ政府によるFDCへの迫害状況等。
甲54 の2	同翻訳	写し			同上
甲55	判決	写し	22.10.1	東京地方裁判所 民事第3部	平成23年3月7日付けで、「難民認定手続における客観的情報の取扱いについて（通知）」（甲46）端緒となった東京地裁判決の内容等。

2015.7/6  
R9, 10, 11, 12

資料

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件  
原告  
被告 国（処分行政庁 法務大臣  
名古屋入国管理局長  
名古屋入国管理局主任審査官）

証拠説明書 16

2015年7月4日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也  
同 弁護士 川津 聡  
同 弁護士 下田幸輝  
同 弁護士 大嶋 功



号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲56	陳述書 原本	2015.7.4		ウガンダの一般情勢、原告が迫害を受けた当時及び現在もウガンダ政府等がFDC党員を迫害していること等。	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 17

2015年7月7日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲57	写真 原本	2001.11.9	原告の家族	原告と原告の長男の様子	
甲58	写真 原本	2006年頃	WWI のメンバー	原告の WWI 及び FDC における活動の様子	
甲59	写真 原本	2006年頃	WWI のメンバー	原告の WWI 及び FDC における活動の様子	
甲60	写真 原本	2008年頃	写真業者	原告の子どもたちの様子	
甲61	写真 写し	2008年頃	写真業者	原告の3人の子どもたちの様子	

甲62	指令 第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民または補助的保護を受ける資格のある者の統一した地位、おおび付与される保護内容についての基準に関する2011年12月13日付の欧州議会・欧州理事会指令 2011/95/EU (改)	写し	2011.12.13	欧州議会・欧州理事会	原告の難民該当性及び補完的保護の該当性(判断基準)	
甲63の1	オーストラリア高等裁判所決定 169 CLR 379 F.C. 89/034	写し	1989.12.9	オーストラリア高等裁判所	同上	原文
甲63の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分の訳文
甲64の1	『難民の地位法』	写し	1991	ジェームズ・C.ハサウェイ	同上	該当部分の原文
甲64の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分の訳文
甲65の1	ニュージーランド 難民の地位控訴局 異議決定 4/91	写し	1991.7.11	ニュージーランド 難民の地位控訴局	同上	原文
甲65の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分の訳文
甲66の1	カナダ連邦裁判所 判決 A260-90	写し	1991.8.1	カナダ連邦裁判所	同上	原文
甲66の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分の訳文
甲67の1	カナダ連邦裁判所 判決 A757-91	写し	1995.2.1	カナダ連邦裁判所	同上	原文

甲67 の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分 の訳文
甲68 の1	ニュージーランド 難 民の地位控訴局 異議 決定 71462/99	写 し	1999.9.27	ニュージー ランド 難 民の地位控 訴局	同上	原文
甲68 の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分 の訳文
甲69 の1	アメリカ 第4控訴巡 回裁判所 決定 No.98-2005	写 し	1999.10.20	アメリカ 第4控訴巡 回裁判所	同上	原文
甲69 の2	同上	同上	同上	同上	同上	該当部分 の訳文
甲70	1951年難民の地位に関 する条約の解釈	写 し	不詳	国連難民高 等弁務官 (UNHCR)	同上	
甲71	難民申請における立証 責任と立証基準につい て	写 し	1998.12.16	国連難民高 等弁務官 (UNHCR)	同上	

平成23年（行ウ）第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 法務大臣  
名古屋入国管理局長  
名古屋入国管理局主任審査官）

証拠説明書 18

2015年10月6日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也



同 弁護士 川津 聡



同 弁護士 下田幸輝



同 弁護士 大嶋 功



号証	標目 原本写しの別		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲72	地図	写し	2015.10.5	原告	Mengo 病院、カンパラ、Kakoola 村の位置関係等。	
甲73	スーダン 人権慣行に関する国情 報国—2006年	写し	2007.03.6	米国国務 省	スーダンの出身国情報、スーダンにおける迫害状況等	
甲74 の1	Fieldnet ウガンダ 旅行情報	写し	2015.10.5	Fieldnet	2007年当時、カンパラのアルア・パークからスーダ	

					ンのジュバへ行く長距離バスが運行していたこと(1頁)等。	
甲74 の2	Fieldnet:フィールドネットについて	写 し	2015.10.5	Fieldnet	Fieldnetの説明	
甲75	出身国情報:ウガンダ共和国(2015年度版)	写 し	2015.07.12	UNHCR	ウガンダにおけるFDC党員に対する迫害状況等。	
甲76 の1	パスポート及びその他の旅行文書	写 し	2015.10.03	ウガンダ共和国 - 内務省 市民権入国管理局	ウガンダにおけるFDC党員に対する迫害状況、ウガンダ・スーダン間における人の移動について等。	
甲76 の2	同上	写 し	2015.10.05	杉本大輔	同上	甲76 の1の 訳文
甲77	平成25年(行ウ)第36号 難民不認定処分取消請求事件 判決	写 し	2015.8.20	大阪地方裁判所第7民事部	原告と同じ国籍国がウガンダであり、FDC党員に対する迫害を理由とした難民不認定処分取消等請求事件の判決言渡しがあり、判決において原告は請求を認められ、原告であるウガンダ国籍のFDC党員は難民と認定されていること、FDC党員とその他反対勢力に対する迫害を受ける具体的な客観的な危険性があるとは到底認められないという被告の主張は誤りであり、処分における前提事実的重大な事実誤認が存すること等。	
甲78	写真	写 し	2015.9.10	ウガンダ・ディアスポラ・ジ	原告の日本における政治活動の様子。	

				ヤパン		
甲79 の1	ムババジ支持派の国外 在住ウガンダ人が、ムセ ベニ大統領来日時に抗 議	写 し	2015.9.16	Investiga tor	原告の日本における政治 活動の様子及びそれが原 告の名前とコメント付で インターネット上のニュー スに掲載されたこと等。	
甲79 の2	同上	同 上	2015.10.03	羽田野真 帆	同上	甲79 の1の 訳文
甲80	大統領の来日弾劾し 在日ウガンダ人デモ	原 本	2015.9.21	前進	原告の日本における政治 活動の様子及びそれが新 聞に掲載されたこと等。	
甲81	集会・集団示威運動許可 申請書	写 し	2015.9.1	ウガ ン ダ・ディア スポラ・ジ ャパン Nanyumb a Antony	2015年9月10日に東京 でウガンダ政権反対デモ を行うため、東京都公安 委員会に申請をしたこと 等。	
甲82	一時移動許可書	写 し	2015.9.3	法務省 名古屋入 国管理局 主任審査 官	仮放免者である原告が、 2015年9月10日に東京 行われるウガンダ政権反 対デモに参加するため、 入国管理局に一時旅行許 可書の申請を行い、許可 されたこと。	
甲83 の1	氏に関 する嘆願書	原 本	2015.9.28	ウガ ン ダ・ディア スポラ・ジ ャパン代 表 Antony Nanyumb a	原告の日本における政治 活動の様子、2015年9 月10日行われたムセベ ニ大統領に反対するデモ において原告が中心メン バーであったこと、原告 が当デモ主催のウガン ダ・ディアスポラ・ジャ	

					パンの事務局長であること、原告がウガンダに強制退去させられれば政府に捕まり迫害を受けること等。	
甲 8 3 の 2	同上	写 し	2015.10.05	羽 田 野 真 帆	同上	甲 8 3 の 1 の 訳 文
甲 8 4	英国内務省出身国報告 スーダン	写 し	2007.11.15	英国内務 省	スーダンの出身国情報、 スーダンにおける迫害状 況等	
甲 8 5	出身国情報レポート スーダン	写 し	2010.4.16	英国国境 庁 出身 国情報部	同上	
甲 8 6	苦痛の国:ウガンダにお ける拷問	写 し	2004.3.1	ヒューマ ン・ライ ツ・ウォッ チ	ウガンダにおける迫害の 実態	

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣)

名古屋入国管理局長

名古屋入国管理局主任審査官)

### 証拠説明書 19

2015年10月7日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也



同 弁護士 川津聡



同 弁護士 下田幸輝



同 弁護士 大嶋功



号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲87	陳述書 原本	2015.10.7	原告	原告主張の事実	

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣  
 名古屋入国管理局長  
 名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 20

2015年10月14日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲88	出身国情報報告 ウガンダ	写し	2006.4	英国内務省	ウガンダにおける FDC 党員の迫害状況等	
甲89	世界子供白書 2013 表 1. 基本統計	写し	2013.5	ユニセフ	ウガンダの成人識字率が 73%であり、全世界の成 人識字率が 84%である こと。	
甲90	世界子供白書 2013 表 5. 教育指標	写し	2013.5	ユニセフ	ウガンダでの小学校に入 学した生徒が最終学年ま で残る割合が 32%であ り、全世界での小学校に 入学した生徒が最終学年 まで残る割合が 81%で あること。	
甲91	世界年間 2011	写し	2011.3.17	共同通信社	ウガンダの出身国情報	
甲92	地図	写し	2005	雄松堂書店	2005年のウガンダの地 図	

甲93	判決 平成20年(行ウ)第261号 難民の認定をしない処分取消等請求事件(第1事件) 平成20年(行ウ)第273号 難民の認定をしない処分取消等請求事件(第2事件) 平成20年(行ウ)274号 退去強制令書発布処分取消等請求事件(第3事件)	写し	2010.1.29	東京地方裁判所	裏付ける客観的証拠がないというだけで、直ちに本人の供述の信用性を否定するのは相当ではない(35頁)、旅券の取得や旅券の更新を受けたことから直ちに難民該当性を否定することは相当でない(46頁)、来日後長期に渡り難民認定申請をしなかったことを殊更申請者の不利益に考慮することは、本来難民として認定すべき者を認定しないという不相当な結果を生じさせることになりかねない(47頁)、仮に来日に不法就労の目的があったとしても、そのことを理由に難民該当性が否定されるものではない(50頁)等とした判例。
甲94	通知書	写し	2009.12.7	法務大臣 千葉景子	ウガンダ国籍でFDCの活動を行っていた男性が行った難民認定申請に対し、認定しない処分がされた理由等。
甲95	決定書	写し	2012.6.25	法務大臣 滝実	ウガンダ国籍でFDC 党員である男性が難民不認定に対する異議申立を行い棄却された理由等。
甲96	陳述書	写し	2014.10.31	別件訴訟 原告	ウガンダ国籍でFDC 党員として活動していた男性の活動内容や来日の経緯等。
甲97	インタビュー反訳	写し	2014.6	別件訴訟 原告代理人ら	ウガンダ国籍でFDC 党員の女性AがHIVエイズを持っている人たちをサポートするNGO 団体にコミュニティ・モバライザーとして活動を行う一方、FDC で活動していたこと、FDC の活動家に対する迫害や拷問の存在、ラリーに参加した際に警察がやってきて逮

					捕されたこと、この女性 A が現在はカナダで難民として認定され、永住権を付与され、子どもを呼び寄せ、病気が重い子どもの終末医療に関する仕事をしていること等。	
甲 9 8 の 1	永住者申請に関する書類	写し	2010.1.12	カナダ市民権・移民省	甲 9 7 の通りインタビューを行った女性 A の永住資格が認められたことと、子どもの永住権審査が行われること	
甲 9 8 の 2	同上	写し	2014.6	弁護士 馬場圭吾	同上	甲 9 8 の 1 の 訳文
甲 9 9 の 1	決定通知	写し	2008.12.23	カナダ移民及び難民委員会 難民保護部門	甲 9 7 の通りインタビューを行った女性 A がカナダで難民認定を受けていること	
甲 9 9 の 2	同上	写し	2014.6	弁護士 馬場圭吾	同上	甲 9 9 の 1 の 訳文

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣  
名古屋入国管理局長  
名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 21

2015年12月17日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 100	出身国情報：ウガンダ (2015年版) 写し	2015.12	UNHCR	UNHCR が関心を持ってウガンダの出身国情報を調査し、まとめていること。 野党の支持者に対する警察の残忍さについて懸念が高まっていること、FDC 関係者の逮捕が続いていること、FDC の集会予定場所が封鎖されたこと、当局が野党指導者や市民指導者が地域のラジオに出演することを阻止していること、警察が複数の機会において元FDC 指導者ベシジェやその他の指導者が抗議活動に参加するのを防	

					<p>ぐために自宅で軟禁したこと、抗議活動への参加を妨げるため、FDC の集会中に警察が武力を使用し死者が出たこと、複数の FDC の支援者が逮捕され、法律に基づく命令に従わなかった、違法な集会を開催したという理由で起訴されていること等。</p> <p>原告が母国で選挙時に行っていた Polling Agent の説明。原告の氏名が、Polling Agent として、書面で投票所の担当官に当てられていること等。</p>
甲 101	判決 平成25(行ウ)第3 3号 難民不認定処分取消請 求事件	写 し	2015.4.15	東京地方 裁判所	<p>本国の情勢についての全体的かつ具体的な分析・評価が行われていること。</p> <p>帰国した場合に生命身体が脅かされるという恐怖を抱かせるような事情があれば、個別把握は不要であること。</p> <p>正規の旅券の発行を受けて本国を出国したことや、当初商用目的として上陸申請がされていることは難民該当性を左右せず、将来の迫害をうけるおそれについて判断されていること等。</p>

平成23年(行ウ)第109号 難民不認定処分等取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣  
名古屋入国管理局長  
名古屋入国管理局主任審査官)

証拠説明書 22

2016年1月13日

名古屋地方裁判所 民事第9部B2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲102 の1	Gmail	写し	2015.11.16	羽田野真帆	本件に関するウガンダの出身国情報の調査を UNHCR に依頼したこと等。	
甲102 の2	Gmail	写し	2015.12.12	UNHCR 法務部	甲102の1の調査の依頼に対し、UNHCR から回答を得たこと。甲100を入手したこと等。	
甲103 の1	Gmail	写し	2015.12.14	UNHCR 法務部	甲102の1で質問し、甲102の2で入手した甲100の回答のうち不十分な部分について、原告の詳細な情報があれば追加調査が可能かもしれないというメールを UNHCR より受け取ったこと等。	
甲103 の2	Gmail	写し	2015.12.16	羽田野真帆	甲103の1のメールに対し、原告が2007年にウガンダを出国し、スーダンに入国した経緯及びスーダンを出国し、ウガンダに入国し	

					た手段を UNHCR に返信したこと等。
甲 103 の 3	Gmail	写し	2015.12.21	UNHCR 法務部	甲 103 の 2 の情報を基に UNHCR が調査を行った結果、ウガンダ在住の 氏より、2007 年のウガンダからスーダンへの出国状況に関する情報を入手したこと。 2007 年、ウガンダからスーダンへは、パスポートがなくてもポーターズ・カードを使用して出国できたこと。アルパークからスーダンにバスで出国できること等。
甲 103 の 4	訳	写し	2016.01.04	羽田野真帆	甲 103 の 3 の 氏からの英文での回答の訳。
甲 104	報告書	原本	2016.01.13	羽田野真帆	甲 20 の 1 の日本語訳（甲 20 の 2）の一部翻訳が足りていない部分についての補充。 原告が FDC 党員であることや原告の FDC 党員としての活動内容。ウガンダで FDC 党員が置かれている状況等。

資料

平成28年(行コ)第19号 難民不認定処分等取消請求控訴事件

控訴人 (原審原告)

被控訴人 (原審被告) 国

証拠説明書

2016年4月5日

名古屋高等裁判所民事第3部 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 川口直也

同 弁護士 川津 聡

同 弁護士 下田 幸輝

同 弁護士 大嶋 功

号証	標目 原本写しの別	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 100	出身国情報：ウガンダ (2015年版) 写し	2015.12	UNHCR	UNHCR が関心を持ってウガンダの出身国情報を調査し、まとめていること。 野党の支持者に対する警察の残忍さについて懸念が高まっていること、FDC 関係者の逮捕が続いていること、FDC の集会予定場所が封鎖されたこと、当局が野党指導者や市民指導者が地域のラジオに出演することを阻止していること、警察が複数の機会において元 FDC 指導者ベシジェやその他の指導者が抗議活動に参加するのを防ぐた	

					めに自宅で軟禁したこと、抗議活動への参加を妨げるため、FDC の集会中に警察が武力を使用し死者が出たこと、複数の FDC の支援者が逮捕され、法律に基づく命令に従わなかった、違法な集会を開催したという理由で起訴されていること等。 控訴人が母国で選挙時に行っていた Polling Agent の説明。控訴人の氏名が、Polling Agent として、書面で投票所の担当官にあてられていること等。
甲 101	判決 平成 25 (行ウ) 第 3 3 号 難民不認定処分取消請 求事件	写 し	2015.4.15	東京地方 裁判所	本国の情勢についての全 体的かつ具体的な分析・ 評価が行われているこ と。 帰国した場合に生命身体 が脅かされるという恐怖 を抱かせるような事情が あれば、個別把握は不要 であること。 正規の旅券の発行を受け て本国を出国したこと や、当初商用目的として 上陸申請がされているこ とは難民該当性を左右せ ず、将来の迫害をうける おそれについて判断され ていること等。
甲 102 の 1	Gmail	写 し	2015.11.16	羽田野真 帆	本件に関するウガンダの 出身国情報の調査を UNHCR に依頼したこ と等。
甲 102 の 2	Gmail	写 し	2015.12.12	UNHCR 法務部	甲 102 の 1 の調査の依 頼に対し、UNHCR から 回答を得たこと。甲 100 を入手したこと等。
甲 103 の 1	Gmail	写 し	2015.12.14	UNHCR 法務部	甲 102 の 1 で質問し、 甲 102 の 2 で入手した 甲 100 の回答のうち不 十分な部分について、控

					<p>訴人の詳細な情報があれば追加調査が可能かもしれないというメールを UNHCR の ;より受け取ったこと等。</p>
甲 103 の 2	Gmail	写し	2015.12.16	羽田野真帆	<p>甲 103 の 1 のメールに対し、控訴人が 2007 年にウガンダを出国し、スーダンに入国した経緯及びスーダンを出国し、ウガンダに入国した手段を UNHCR の ;に返信したこと等。</p>
甲 103 の 3	Gmail	写し	2015.12.21	UNHCR 法務部	<p>甲 103 の 2 の情報を基に UNHCR の 氏が調査を行った結果、ウガンダ在住の 氏より、2007 年のウガンダからスーダンへの出国状況に関する情報を入手したこと。 2007 年、ウガンダからスーダンへは、パスポートがなくてもポーターズ・カードを使用して出国できたこと。アルパークからスーダンにバスで出国できること等。</p>
甲 103 の 4	訳	写し	2016.01.04	羽田野真帆	<p>甲 103 の 3 の 氏からの英文での回答の訳。</p>
甲 104	報告書	原本	2016.01.13	羽田野真帆	<p>甲 20 の 1 の日本語訳 (甲 20 の 2) の翻訳が足りていない部分についての補充。 控訴人が FDC 党员であることや控訴人の FDC 党员としての活動内容。ウガンダで FDC 党员が置かれている状況等。</p>

仮訳・原文英語

出身国情報：ウガンダ（2015年版）

下記の出身国情報は、レクシスネクシス・ジャパン株式会社の協力により、一般の公開資料をまとめたものです。UNHCRの公式な立場をまとめたものではありません。

1 ウガンダにおける民主改革フォーラム（Forum for Democratic Change/FDC）の党員および支持者の取扱い（過去5年間）

- (1) **Amnesty International, “We come in and disperse them” Violations of the Right to Freedom of Assembly by the Ugandan Police, 7 December 2015, available at: <http://www.amnesty.ca/sites/amnesty/files/UgandaReport7December15.pdf>**

‘Executive summary

...

Opposition politicians, most prominently Dr. Kizza Besigye of the Forum for Democratic Change (FDC), were repeatedly placed under “preventive arrest”. The police justified this by saying that they intended to hold unlawful rallies, not consultations, and that notification had not been provided under the Public Order Management Act. These arrests, which restricted the ability of politicians to engage with Ugandans, are unlawful under Ugandan and international law. Youth activists and other individuals aligned with opposition political parties were also arrested, detained, and in two cases subjected to torture.’(p.3)

‘In June 2015, a coalition, including the Forum for Democratic Change (FDC), the Uganda People’s Congress (UPC), the Democratic Party (DP), and others coalesced under the Democratic Alliance (TDA). TDA formed with the intention of fielding a single joint candidate, to challenge President Museveni and the NRM in next year’s elections. However, after weeks of protracted negotiations, they failed to reach agreement on a candidate.

Presidential campaigns started on 9 November 2015, with eight candidates, including the incumbent, President Museveni, independent candidate Amama Mbabazi, and Dr. Kizza Besigye, who has stood in the last three presidential elections, for the FDC.’ (p.10)

‘Besigye, aspiring at the time to be the FDC’s presidential ‘flag-bearer’, was arrested outside his home in Kasangati, near Kampala. He had not notified the police under the Public Order Management Act of his intention to launch his campaign as FDC flag-bearer.<sup>9</sup> Besigye’s lawyer, Moses Byamugisha, told Amnesty International that they considered that Section 4(2)(e) of the Public Order Management Act excludes meetings of political parties; a position which Besigye and his team have maintained throughout the period covered by this report.<sup>10</sup>

Besigye was arrested and detained at Naggalama Police Station in Mukono District. Both Mbabazi and Besigye were placed under “preventive arrest”, before being released without charge the same day.’ (p.11)

## ‘TARGETING OF THE FDC: RUKUNGIRI AND KAMPALA, OCTOBER 2015

On 10 October, Kizza Besigye, nominated as the FDC’s flag-bearer, attempted to travel in a convoy of his political team to Rukungiri, Western Uganda. The police prevented his planned public assembly from taking place. Besigye, along with FDC party chairperson Wasswa Birigwa and FDC MPs Ibrahim Semujju, Patrick Amuriat Oboi, and Paul Mwiru, were arrested and detained en route to Rukungiri, near Kanyaryeru on the Mbarara – Lyantonde highway.

Whilst en route to Rukungiri, FDC activist Fatuma Zainab was arrested by three female officers. They dragged her along the ground until her clothes started to come off.<sup>50</sup> The circumstances of Zainab’s arrest, captured in unequivocal clarity on camera, demonstrate excessive use of force by the police. At a subsequent press conference, the police officers involved in the arrest blamed Zainab for undressing herself; an explanation lacking credibility.<sup>51</sup> The Inspector General of Police told Amnesty International that the police had helped Zainab to put her clothes back on, but acknowledged that the police should have handled the incident differently.<sup>52</sup> The Ugandan police announced an investigation into the circumstances surrounding her arrest.<sup>53</sup>

On 15 October 2015, as he left his residence for a planned tour of Eastern Uganda, Besigye was again arrested. Immediately outside his home, Besigye was informed by a police officer that he was being placed under preventive arrest, on the grounds that he was “going out to engage in activities that may endanger property of the people, and disruptions on highways [sic]” (pp.19-20)

(仮訳)

「要旨

(中略)

民主変革フォーラム (FDC) のキイザ・ベシジェ博士が最も著名であるが、野党政治家は頻繁に『予防逮捕』の対象とされた。警察は、協議会 (consultations) ではなく違法な集会を開催しようとしており、公序管理法 (Public Order Management Act) に基づく通知がされていないと述べ、予防逮捕を正当化した。こうした逮捕は、政治家がウガンダ国民と対話する能力を制限し、ウガンダ国内法および国際法に反する。青年活動家や政治野党とつながりのあるその他の個人も逮捕・拘禁され、2つの事例では、拷問を受けた。」 (3頁)

「2015年6月、民主変革フォーラム (FDC)、ウガンダ人民会議 (UPC)、民主党 (DP) などを含む連合が民主連合 (Democratic Alliance/TDA) を結成した。TDAは、来年の選挙でムセベニ大統領と NRM に対抗するため、単一の共同候補を立てる意図をもって結成された。しかし、数週間に渡って交渉が行われたが、TDAは単一の候補者について合意に達することができなかった。大統領選挙戦は2015年11月9日に始まり、現職のムセベニ大統領、独立候補のアママ・ムババジ、そして過去3回の大統領選挙で FDC から立候補したキイザ・ベシジェ博士を含む8名が立候補した。」 (10頁)

「当時、FDC 公認候補となろうとしていたベシジェはカンバラ近郊の Kasangati の自宅の外で逮捕された。同氏は FDC 公認候補として選挙運動を始める意図を公序管理法に基づき警察に届け出ていなかった。ベシジェの弁護士である Moses Byamugisha はアムネスティ・イ

ンターナショナルに対し、公序管理法のセクション 4(2)(e) は政党の集会を除外しており、本報告書の対象期間中、ベシジェと彼のチームはその地位を維持していたと述べた。

ベシジェは逮捕され、Mukono 地区の Naggalama 警察署で勾留された。ムババジとベシジェは『予防逮捕』され、同日、告訴されずに釈放された。」 (11 頁)

「FDC を標的とした逮捕等：ルクンギリおよびカンパラ、2015 年 10 月

10 月 10 日、FDC 公認候補として指名されたキイザ・ベシジェは政治チームの車両でウガンダ西部のルクンギリに向かおうとした。警察は予定されていた公開集会の開催を妨げた。ベシジェはルクンギリに向かう途中、Kanyaryeru 付近の Mbarara と Lyantonde を結ぶ幹線道路で FDC 委員長のワスワ・ビリグワ、FDC 議員の Ibrahim Semujju、Patrick Amuriat Oboi、Paul Mwiru Besigye と共に逮捕され、拘束された。

ルクンギリに向かう途中、FDC 活動家の Fatuma Zainab が 3 名の女性警官に逮捕された。警官は衣服が裂けるまで彼女を地面に引きずった。Zainab の逮捕の状況は、カメラが鮮明に捉えているが、警察による過剰な武力の使用を示すものである。その後の記者会見において、逮捕に関与した警察官は Zainab が自ら衣服を脱いだとして非難したが、この説明は信憑性を欠くものである。警察庁長官 (Inspector General of Police) はアムネスティ・インターナショナルに対し、警察は Zainab が服を着るのを手伝ったと述べたが、警察は事件において違う対応をすべきであったと認めた。ウガンダ警察は彼女の逮捕の状況について捜査すると発表した。

2015 年 10 月 15 日、ベシジェが予定されていたウガンダ東部での遊説に向かうために自宅を出た際、再び逮捕された。ベシジェは自宅の直ぐ外で警察官 1 名から『国民の財産を危険に晒す可能性のある活動に従事し、幹線道路上での混乱させるために外出すること (原文のまま)』を根拠に予防逮捕すると通知された。」 (19 頁から 20 頁)

\* 公序管理法 (Public Order Management Act) の条文については、以下を参照のこと。

<http://www.refworld.org/pdfid/5200a77c4.pdf>

(2) **Germany: Federal Office for Migration and Asylum, *Information Centre Asylum and Migration Briefing Notes (19 October 2015)*, 19 October 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/56405d044.html> [accessed 9 December 2015]**

‘Uganda

Opposition leader detained

On 15 October 2015, opposition leader Kizza Besigye was arrested as he left his home in Kasangati near the capital of Kampala for a series of political rallies in the eastern part of the country. Also Ssemujju Nganda, spokesperson of his party (Forum for Democratic Change FDC) was arrested on the same day. The authorities said that the planned outdoor rallies were illegal since the permission to hold rallies was only valid in closed premises. Besigye intends to run for office in the presidential and parliamentary elections scheduled to be held in February 2016. Already on 10 October, police had

violently disrupted a planned opposition rally in the western city of Rukungiri. Authorities say opposition gatherings are a threat to public peace since the official campaigning season only begins in November. In addition, a police spokesman said that Besigye's rallies were illegal because the electoral commission had not yet officially recognised his candidature. In recent times, concerns have been growing about police brutality against opposition supporters.'

(仮訳)

「ウガンダ

#### 野党指導者の勾留

2015年10月15日、野党指導者であるキイザ・ベシジェがウガンダ東部での一連の政治集会に向かうために首都カンパラ近郊の自宅を出た際に逮捕された。ベシジェが所属する党（民主変革フォーラム/FDC）のスポークスマンである Ssemujju Nganda も同日逮捕された。当局は集会許可は屋内施設内でのみ有効であるため、予定されていた屋外集会は違法であると述べた。ベシジェは2016年2月に予定されている大統領選挙および議会選挙に立候補する意向である。警察は10月10日にも西部のルクンギリ市で予定されていた野党集会を暴力的に中断させた。当局は、公式な選挙運動の開始は11月であることから野党の集会は治安に対する脅威であるとしている。さらに、警察スポークスマンは、選挙委員会はまだベシジェの立候補を正式には認めていないため、ベシジェの集会は違法であると述べた。最近、野党の支持者に対する警察の残忍さについて懸念が高まっている。」

**(3) Daily Monitor, Police block Dr Besigye rally, arrest FDC leaders, 11 October 2015, available at: <http://www.monitor.co.ug/News/National/Police-block-Dr-Besigye-rally--arrest-FDC-leaders/-/688334/2907500/-/11t884a/-/index.html>**

‘MBARARA/KAMPALA. Police yesterday placed Rukungiri Town, the home of Forum for Democratic Change (FDC) party presidential flag bearer, Dr Kizza Besigye, under a security lockdown and blocked a planned rally the Opposition politician was to address.

The law enforcers intercepted the convoy of Dr Besigye, who was driving upcountry from Kampala, at about 10.30am on the Masaka-Mbarara highway, some 20 kilometres to Mbarara Town.

They used spike strips to block the highway shortly after Leader of Opposition in Parliament Wafula Oguttu's police-led convoy, which Dr Besigye's driver closely followed, passed.

After hours of standoff and fruitless haggling, the police loaded Dr Besigye's car, with him inside, on a flat-bed truck and drove him to Rushere Police Post at the Kiruhura Road junction.

This capped a dramatic day of confrontations between police and Opposition supporters in the south-western Rukungiri Town, and arrest of party officials, among them MPs Geoffrey Ekanya (Tororo County), Ibrahim Ssemujju Nganda (Kyadondo East), Amuriat Oboi (Kumi County) and Paul Mwiru (Jinja Municipality East).

By press time, police had issued a warrant of arrest for Mr Wilfred Nyanzi (Rubaga Youth Publicity Secretary) on charges of holding unlawful assembly and inciting violence. Mr Nyanzi who according to Police had been at the scene eluded arrest.

The FDC party chairman, Mr Wasswa Birigwa and the deputy secretary general (In-charge of Administration) Harold Kaija, were also arrested. The six were variously detained at Mbarara Central Police Station and Sanga Police Post.

In Rukungiri, heavily armed anti-riot police in body armour marshaled to patrol every town street, removing fresh banana stems planted as a sign of welcome to the guests and pulled down banners announcing their arrival.

They also sealed off Rukungiri Stadium, the venue for the aborted rally.

### How it happened

Dr Besigye's day seemed to have started well. He and other party officials gathered at their offices on Katonga Road, in Kampala, and set off for Rukungiri at around 6am.

On the team were Leader of the Opposition in Parliament Wafula Ogotu and FDC party deputy president (incharge of Buganda region) Joyce Nabosa Ssebugwawo.

As the vehicles pulled up to fuel at Busega Shell fuel station, an unidentified man spotted Dr Besigye and jumped out of his car and enthusiastically greeted him. He offered the Opposition leader Shs50,000, a reenactment of the practice of people randomly contributing cash to him whenever on a tour. "Thank you for being a man," he told Dr Besigye, a three-time challenger to President Museveni.

The convoy then drove without incident until it reached a swamp, just before Kinoni Town in Masaka, where they found the road barricaded by police, commanded by regional police commander Maxwell Ogwal

There was confusion, however, because the convoy from Kampala was led by LoP Ogotu's police escort car.

The policemen quickly removed the barrier, but blocked it again before other vehicles in the convoy could pass, resulting in chain accidents as vehicles behind slammed into those in front.

Dr Besigye's vehicle shattered the rear screen of MP Oboi's car, MP Ssemujju's vehicle scratched a police vehicle, while MP Ekanya's car rammed into the one belonging to the NTV news crew. The latter two cars were towed to Masaka police station. After Mr Ogwal's orders for Dr Besigye not to proceed were ignored, the convoy proceeded with some of the partially-damaged vehicles in tow.

RPC Ogwal, with some guards dressed in military fatigue, gave chase and caught up with the motorcade.

On three occasions, a police vehicle tried unsuccessfully to block the road to stop the convoy, but the cars out-manoeuvred and drove on.

The police gave up on their chase at Sanga, between Masaka and Mbarara towns, as the convoy had entered another police administrative jurisdiction.

It was action again just a few minutes later. At a place bystanders identified as Kanyaryeru, about 20 kilometres to Mbarara Town, police, under Rwizi Regional Police Commander Hillary Kulayigye, barricaded the road.

The convoy had no room for manoeuvre this time. It stopped.

“It is not yet time for campaign,” Mr Kulayigye said, deflecting accusation by Mr Oguttu that police stopping Dr Besigye from visiting his Rukungiri home was illegal.

Gen Kale Kayihura, the Inspector General of Police, on Friday warned that Dr Besigye’s programme could not “be held as proposed, first because the communication from the FDC did not amount to notice within the meaning of Section 5 of the public Order Management Act.”

He also noted the programme risked “violating other laws, as well as guidelines of the Electoral Commission.”

(要旨)

10月10日のキイザ・ベシジェやその他のFDC関係者の逮捕についての詳細。集会が予定されていたルクンギリでは警察の反暴動部隊が巡回し、集会が予定されていた会場も封鎖された。

(4) **United States Department of State, 2014 Country Reports on Human Rights Practices - Uganda, 25 June 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/559bd52f12.html> [accessed 9 December 2015]**

‘Arbitrary Arrest: Arbitrary arrests during police sweeps remained a problem, as did arbitrary arrests based supposedly on preventive action, suspicion of treason, disobeying lawful orders, and incitement of violence charges.’

‘The 2012 treason case against the Forum for Democratic Change (FDC) deputy electoral commissioner, Michael Kabaziguruka; the FDC chairman for the Ntungamo District, John Kareebe; former UPDF soldier Frederick Namara; and primary school teacher John Rutagorwa was pending hearing scheduled for January 22, 2015; the suspects remained free on bail.’

‘Authorities blocked opposition and civic leaders from participating in radio talk shows in various parts of the country on grounds they would use the media to incite the public. On March 27, police in Kabale Town blocked FDC president General Mugisha Muntu and retired Bishop Zac Niringiye from participating in a Voice of Kigezi radio talk show focusing on electoral reforms.’

‘The government prevented some independent and government-owned television and radio stations from hosting opposition political candidates critical of the government. For example, on March 29, police in Kasese blocked the president of the FDC, General Muntu and two National Assembly members from the Kasese District, Winnie Kiiza and Yokasi Bihande, from taking part in a talk show on Guide Radio. The three participated in the program for 25 minutes when police ordered them out of the studio. Police claimed the participants were inciting violence but provided no evidence to support the claim.’

‘Police claimed the powers of "preventive arrest" under the law, which broadly gives them power to prevent and detect crime. The law specifically tasks police proactively to remove and detain persons to prevent them from committing an offense or engaging in other acts that would cause harm to themselves, other persons, or property. Police preventively arrested several opposition leaders during attempts to hold meetings and processions in Kampala and later released them. For example, on March 19, police in Kampala surrounded the homes of former FDC leader Besigye and the mayor of Kampala, Erias Lukwago, to stop them from participating in a rally organized by the outlawed civil society group For God and My Country (4GC) (see section 1.d).’

‘Police in Kampala blocked opposition members and activists from participating in processions. On several occasions police confined former FDC leader Besigye and other opposition leaders to their residences to prevent them from participating in protests.’

(仮訳)

「恣意的逮捕：予防的措置、国家反逆容疑、命令違反、暴動扇動罪に基づくものと推定される恣意的逮捕と並んで、警察捜査中の恣意的な逮捕が依然として問題であった。」

「民主変革フォーラム (FDC) の副選挙委員 (deputy electoral commissioner) の Michael Kabaziguruka、Ntungam 地区の FDC 委員長 John Kareebe、元 UPDF 戦闘員 Frederick Namara、小学校教諭 John Rutagorwa に対する 2012 年の反逆罪のケースは係争中であり、2015 年 1 月 22 日に口頭審理が予定されている。容疑者は保釈中であつた。」

「当局は野党指導者や市民指導者が市民を扇動するためにメディアを使用する可能性があるとして、ウガンダの様々な地域のラジオ番組に出演することを阻止した。3 月 27 日、Kabale 町の警察が FDC 党首の Mugisha Muntu 将軍と Zac Niringiye 元司祭が選挙改革に焦点を当てたラジオのトーク番組に参加するのを阻止した。」

「政府は独立系・政府系のテレビ局・ラジオ局が政府に批判的な野党候補者を出演させるのを妨げた。たとえば、3 月 29 日、Kasese の警察は FDC 党首の Muntu 党首と Kasese 地区の国民議会議員 2 名 (Winnie Kiiza および Yokasi Bihande) がガイド・ラジオのトーク番組に出演するのを阻止した。3 名は番組に 25 分間出演したところ、警察がスタジオから出て行くように命令した。警察は 3 名の参加者が暴力を扇動したと主張したが、その主張を裏付ける証拠は示さなかった。」

「警察は、警察に犯罪を予防・発見する権限を広く与える法律に基づく『予防逮捕』の権限を主張している。法律は人々が罪を犯すこと、または、自身、他者または財産に危害を与え得るその他の行為を行うことを防ぐために先を見越して排除・逮捕を行う任務を警察に与えている。警察はカンパラで集会や行進を行おうとした際に複数の野党指導者を予防的に逮捕した。たとえば、3 月 19 日、元 FDC 指導者のベシジェとカンパラ市長の Erias Lukwago が違法化された市民グループ『神と祖国のために (For God and My Country/4GC) 』による集会に参加することを阻止するためにカンパラの警察が自宅を包囲した。(セクション 1.d. を参照)」

「カンパラの警察は野党党员や活動家が行進に参加することを阻止した。警察は複数の機会において、元 FDC 指導者のベシジェやその他の野党指導者が抗議活動に参加するのを妨げるために自宅で軟禁した。」

**(5) Freedom House, *Freedom in the World 2015 - Uganda*, 31 March 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/5523d2ca24.html> [accessed 9 December 2015]**

‘The NRM is the dominant party, and the FDC is the main opposition party. The ability of the opposition to compete with the ruling NRM is hindered by harassment of its leaders, restrictive party registration requirements and voter and candidate eligibility rules, the use of government resources to support NRM candidates, a lack of access to state media coverage, and paramilitary groups that intimidate voters and government opponents. The October 2013 signing of the POMA, which severely restricts freedom of assembly, further infringed on the opposition's ability to hold rallies and meet with constituents. However, the FDC is also hampered by infighting.

In 2014, as in previous years, Besigye – the former FDC leader and presidential candidate who now leads the banned For God and My Country (4GC) political pressure group – as well as suspended Kampala mayor Erias Lukwago and other top opposition figures, was subject to arrest and legal and physical harassment. In November, Besigye and other opposition leaders registered a legal victory when a court dismissed charges of "convening meetings, holding rallies and making speeches under the unlawful organization of 4GC." However, Besigye, Lukwago, and other opposition figures continued to face other charges.’

(仮訳)

「NRM は与党であり、FDC は主要野党である。指導者に対する嫌がらせ、制限的な政党登録要件、有権者・候補者資格に関する規則、NRM 候補者支援のための政府資源の使用、国営メディア報道に対するアクセスの欠如、有権者や反政府派を脅かす準軍事組織により、野党が与党 NRM に対抗する能力は損なわれている。2013 年 10 月に公序管理法が署名されたことにより、集会の自由が深刻に制限され、野党が集会を開き、有権者に会う能力はさらに損なわれた。しかし、FDC は内紛にも悩まされている。

2014 年、過去数年と同様、FDC の元指導者であり、現在、禁止された政治圧力団体『神と祖国のために (For God and My Country / 4GC)』を率いるベシジェは、停職中のカンパラ市長 Erias Lukwago やその他の主要な野党関係者と並んで、逮捕や法的または物理的な嫌がらせを受けた。ベシジェやその他の野党指導者は 11 月、裁判所が『違法組織 4GC の下で会議を招集し、集会を開き、演説を行った』との告発を棄却したことにより、法的勝利を収めた。しかしながら、ベシジェや Lukwago、その他の野党関係者は他の罪にも問われている。」

**(6) Germany: Federal Office for Migration and Asylum, *Information Centre Asylum and Migration Briefing Notes (24 June 2013)*, 24 June 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/51d3d8939.html> [accessed 9 December 2015]**

## ‘Uganda

Fatalities during rally, opposition leader arrested. On 20 June 2013 police used force against a gathering that was held at Kisekka market in Kampala to listen to the speech of the former president of the major opposition party FDC (Forum for Democratic Change), Kizza Besigye. At least one person was killed and at least eleven were injured. Besigye was arrested.’

(仮訳)

「ウガンダ

集会中の死亡、野党指導者の逮捕

警察は 2013 年 6 月 20 日、主要野党 FDC (民主変革フォーラム) の元党首キイザ・ベシジェの演説のためにカンパラの Kisekka 市場で開かれた集会に対して武力を使用した。少なくとも 1 名が死亡し、少なくとも 11 名が負傷した。ベシジェは逮捕された。」

- (7) **United Kingdom: Home Office, *Operational Guidance Note: Uganda, 12/2013*, available at: <http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=52a040904&skip=0&query=forum%20for%20democratic%20change&coi=UGA&searchin=title&sort=date>**

‘Police arbitrarily arrested several Forum for Democratic Change (FDC) opposition leaders during 2012. For instance, on 16 April 2012, police arrested six supporters of the FDC and charged them with disobeying lawful orders. Authorities released the suspects on police bond, and the case was pending at the end of 2012. On 15 October 2012, police in Nakasongola arrested six FDC supporters; they were granted bail on 22 October after being charged with holding an unlawful assembly. On 20 November 2012, police arrested another FDC official, Simon Rutarondwa, over allegations of links to a new rebel group fighting to overthrow the ruling NRM government. He was in detention at the SIU in Kireka, Kampala at the end of 2012.’

(仮訳)

「2012 年、警察は野党『民主改革フォーラム (FDC)』の複数の指導者を恣意的に逮捕した。例えば 2012 年 4 月 16 日、警察は FDC の支援者を 6 名逮捕し、法律に基づく命令に従わなかった (disobeying lawful orders) として起訴した。当局は容疑者を保釈し、事件は 2012 年末時点で係争中であった。2012 年 10 月 15 日、警察はナカソンゴラで FDC の支援者を 6 名逮捕した。彼らは違法な集会を開催したとして起訴されたが、10 月 22 日に保釈が認められた。2012 年 11 月 20 日、警察は NRM 政府の転覆を目指す新たな反徒集団への関与の容疑で別の FDC 幹部であるサイモン・ルタロンドワを逮捕した。彼は 2012 年末時点でカンパラのキレカで勾留されていた。」

- (8) **Andrew Ssenyonga, *New Vision (Uganda's Leading Daily), Three FDC rebel suspects return in court today, 02/11/2012*, available at: <http://www.newvision.co.ug/news/636975-three-fdc-rebel-suspects-return-in-court-today.html>**

‘Three of the suspected rebels linked to the new rebel group, “Revolutionary Forces for the Liberation of Uganda” (RFLU) will today appear in Nabweru court, Wakiso district.

Moses Kamuswaga , Ali Matovu and Richard Kakiiza, all members of Forum for Democratic Change (FDC) party, were arrested last month in parts of Wakiso district and Kawempe division.

The trio first appeared at Nabweru court before Grade One Magistrate Hope Bagyenda on October 19 and were charged with treason.”

Following court hearing, they were remanded to Luzira Prison, set to return to court for further hearing today.’

(要旨)

FDC 党員の逮捕に関するニュース

- (9) **Nicholas Kajoba, New Vision (Uganda's Leading Daily), Besigye, Turinawe blocked from entering city, 16/01/2012, available at: <http://www.newvision.co.ug/news/628406-Besigye--Turinawe-blocked-from-entering-city.html>**

‘Police on Monday battled residents of Gayaza in Wakiso district as they arrested Forum Democratic Party (FDC) women League chairperson, Ingrid Turinawe.

Police fired teargas to disperse rowdy youth and residents who threw stones to patrol vehicles that had intercepted Turinawe.

Turinawe who was slated to address a press conference in Kampala was blocked before 6.00am.’

‘Turinawe said that police surrounded her house in Mayangwa early Monday morning.

“I saw the police men surrounding my house. I wondered what had gone wrong. I was supposed to meet media people and address them at our offices on various issues,” she said.

She forcefully left her home driving at terrific speed as Police patrol vehicles followed her.

However she was intercepted at Gayaza and ordered to get out of her vehicle. She refused and her supporters pushed her vehicle up to the town centre where she was blocked by two police patrol vehicles.

The officers led by James Ruhweza ordered her out. Unidentified police officer was injured on the head during the scuffle. He was rushed to nearby clinic.

Ruhweza forcefully removed the cars key from her and forced her out of the driver’s seat. He led her to a police patrol vehicle.

Amidst the fracas police fired teargas. Turinawe was detained at Kasangati police station.’

(要旨)

FDC 女性連盟議長 Ingrid Turinawe が逮捕および逮捕と関連した住民と警察の衝突に関するニュース。警察は住民に対して催涙ガスを使用した。

**(10) Vision Reporter, New Vision (Uganda's Leading Daily), FDC officials charged with treason out on bail, 12/12/2011, available at: <http://www.newvision.co.ug/news/314825-fdc-officials-charged-with-treason-out-on-bail.html>**

'Ingrid Turinawe, the Forum for Democratic Change (FDC) women league chairperson and two other party officials facing treason charges have been released on a cash bail of sh5 million each.

Nakawa court granted bail to Sam Mugumya, a political assistant to FDC president Kizza Besigye, and Francis Mwijukye, the head of the FDC youth wing.

Turinawe was arrested late October in connection with treason charges. Upon her arrest, police carried out a search in Turinawe's residence.

Prosecution led by Deborah Itwau alleges that Turinawe, Sam Mugumya and Francis Mwijukye and others still at large between the months of August and October 2011 in the districts of Kampala, Mityana, Hoima, Wakiso and other places in Uganda contrived a plot to overthrow the government.

They allegedly convened various meetings in different places in which they launched riots countrywide until the government is overthrown.

A person found guilty of treason is liable to death while offence of concealment of treason carries a sentence of life imprisonment.'

(要約)

FDC 女性連盟議長 Ingrid Turinawe と他党幹部 2 名の逮捕と反逆罪での起訴に関するニュース。3 名は保釈されたが、反逆罪の隠匿は終身刑とされる一方、反逆罪で有罪とされたものは、死刑となる可能性もある。

\* その他、特に 2016 年の選挙との関連した野党候補者等の逮捕等については、以下も参照のこと。

Amnesty International, *Uganda: Arbitrary arrests and excessive use of force hindering debate in run-up to elections*, 7 December 2015, available at: <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2015/12/uganda-arbitrary-arrests-and-excessive-use-of-force-hindering-debate-in-run-up-to-elections/>

Human Rights Watch, *Uganda: Ensure Free and Fair Elections*, 8 November 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/564373274.html>

Human Rights Watch, *Uganda: End Police Obstruction of Gatherings*, 18 October 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/56249eea4.html>

<確認したサイト>

✓	チェック日	種類	サイト	サイト内容
✓	3/12/2015	一般	Refworld	レフワールド (UNHCRによる総合 情報サイト)
✓	30/11/2015	一般	ECOI	エコアイ (奥独愛によ る難民出身国情報総合 サイト)
✓	01/12/2015	一般	Google	一般検索サイト
✓	01/12/2015	一般	Yahoo	一般検索サイト
		一般	時事ドットコム	
		他国先例	RRT	オーストラリア難民異 議審判所の先例集
		他国先例	Immigration and Protection Tribunals "Refugee/Protection Decisions"	N Z 移民保護法廷先例 集
		他国先例	判例検索システム	日本の最高裁
✓	07/12/2015	国際機関	UNHCR	国連難民高等弁務官事 務所 F
		国際機関	UNHCHR	国連・人権条約機関
✓	30/11/2015	NGO	Human Rights Watch	人権 NGO (日本語ペ ージあり)
✓	07/12/2015	NGO	Amnesty International	人権 NGO
		政府	UKBA	ユーケービーイー (英 国国境局による国別報 告)
✓	07/12/2015	政府	米国	
		政府	日本法務省	

		政府	日本外務省	渡航者情報
		LN 製品	Lexis.com	世界の判例情報
		LN 製品	Lexis ASONE	日本の判例検索
		LN 製品	Nexis.com	世界のニュース検索

2. ウガンダの選挙管理委員会に関する情報（構成、概要、独立性など）。特に、選挙管理委員（Polling Agent）は、事前に所属政党からウガンダ政府に対して、派遣する者が報告されていたか。

A. 概要、構成

(1) **The Electoral Commission Uganda, *About the EC*, available at:**  
**<http://www.ec.or.ug/index.php/about-us/module-variations>**

‘The Electoral Commission was set up under Article 60 of the 1995 Constitution of The Republic of Uganda. It consists of the Chairman, Deputy Chairperson and five other members appointed by the President with the approval of Parliament and a Secretariat headed by the Secretary. Details covering The Commissions establishment and mandate can be accessed in Articles 60 to 67 inclusive.

The functions of the EC are outlined under Article 61 of the 1995 Constitution of the Republic of Uganda as follows;

- (a) To ensure that regular, free and fair elections are held;
- (b) To organize, conduct and supervise elections and referenda in accordance with the Constitution;
- (c) To demarcate constituencies in accordance with the provisions of the Constitution;
- (d) To ascertain, publish and declare in writing under its seal the results of the elections and referenda;
- (e) To compile, maintain, revise and update the voters’ register;
- (f) To hear and determine election complaints arising before and during polling;
- (g) To formulate and implement voter educational programmes relating to elections; and
- (h) To perform such other functions as may be prescribed by Parliament by law;

Mission: "To organise and conduct regular free and fair elections and referenda professionally, impartially, and efficiently"

Vision: "To be a model Institution and center of excellence in election management"

Goal: "To promote participatory democracy and good governance for the country’s prosperity."

Activities of the Electoral Commission

- 1. Organising, conducting and supervising various elections and referenda;
- 2. Compiling, maintaining, revising and updating:
  - a) The National Voters’ Register on a continuous basis
  - b) The various registers for Special Interest Groups
- 3. Producing and issuing voters’ cards;
- 4. Compiling and updating the various Voters’ Registers for Special Interest Groups and Administrative units;
- 5. Developing effective civic education programmes related to elections;
- 6. Reviewing all electoral laws in order to come up with appropriate recommendations on amendments;
- 7. Recruiting qualified personnel and training them in the management of elections;
- 8. Hearing and determining election complaints arising before and during polling; and
- 9. Demarcating of constituencies and electoral areas.’

（仮訳）

ウガンダの選挙委員会は、ウガンダ共和国の1995年憲法第60条の下で設立された。委員長、副委員長、議会の承認を得て大統領が指名する5名の委員、事務局長が率いる事務局から構成される。委員会の設立および任務に関する詳細は第60条から第67条に規定される。

選挙管理委員会の機能の概要は、1995年ウガンダ憲法の第61条に規定されている。

- (a) 自由で公正な普通選挙が行われることを確保すること。
- (b) 憲法に従い、選挙および国民投票を組織・実施・監督すること。
- (c) 憲法の規定に従い、選挙区を設定すること。
- (d) 憲法・国民投票の結果を確認し、選挙委員会の印を付した書面で公表・宣言すること。
- (e) 有権者登録の編纂・維持・修正・更新を行うこと。
- (f) 投票前および投票中の選挙に関する苦情を受け付け、特定すること。
- (g) 選挙に関する有権者教育プログラムを策定し、実施すること。
- (h) 法律により議会が定めるその他の機能を果たすこと。

ミッション：『専門的かつ公平、効率的に自由で公正な普通選挙を組織し、実施する』

ビジョン：『選挙管理におけるモデル組織となり、中核的拠点となる』

目標：『国家の繁栄のために、参加型民主主義および適正な統治を促進すること』

#### 選挙委員会の活動

1. 様々な選挙および国民投票の組織・実施・監督
2. 以下の編纂・維持・修正・更新
  - a) 継続的に有権者登録 (National Voters' Register)
  - b) 様々な特別利益団体
3. 有権者カードの作成・発行
4. 特別利益団体および行政ユニットのための有権者登録の編纂・更新
5. 選挙に関連する有効な市民教育プログラムの構築
6. 修正に関する適切な提言を行うことを目的としたすべての選挙法の見直し
7. 資格のある人材の採用および選挙管理に関する研修
8. 投票前・投票中の選挙に関する苦情の受け付けおよび特定
9. 選挙区および選挙地域の設定

\*ウガンダ憲法の規定については、

[http://www.statehouse.go.ug/sites/default/files/attachments/Constitution\\_1995.pdf](http://www.statehouse.go.ug/sites/default/files/attachments/Constitution_1995.pdf)

- (2) **The Electoral Commission Uganda, *Management*, available at:**  
<http://www.ec.or.ug/index.php/about-us/management/managment-overview>

#### ‘Management

The Management has a secretariat which is headed by the Secretary, assisted by 3 Directors responsible for 3 Directorates of Operations, Finance and Administration and Technical Support Services. The Secretary is charged with the day to day running of the Commission. He co-ordinates all the activities and functions of the three Directorates of Operations, Technical Services and Finance and Administration.

The Directorate of Operations is headed by a Director who handles technical issues in election administration. It comprises five departments, these are;

#### Directorate of Operations

Election Management

Field Operations

Voter Data Management

Voter Education and Training

Directorate of Technical Support Services

Information Technology  
Planning and Research  
Directorate OF finance and Administration  
Finance Department  
Administration Department  
Human Resource Department

Legal Department

Public Relations Unit  
Procurement Unit'  
(仮訳)

「管理部門

管理部門は事務局長が代表し、運営局、財務・管理局、技術支援サービス局の局長3名が事務局長を補佐する。事務局長は委員会の日々の運営に責任を有し、運営局、財務・管理局、技術支援サービス局の全ての活動および機能を調整する。運営局は選挙管理の技術的問題を扱う部長が統括する。運営部は、以下の5つの部から成る。

運営局  
選挙管理  
現場運営  
有権者データ管理  
有権者教育・研修  
技術支援サービス局  
情報技術  
企画調査  
財務・管理局  
財務部  
管理部  
人事部

法務部  
広報ユニット  
調達ユニット」

**B. 選挙管理委員**

**(1) The Electoral Commission Uganda, *The Commissioners*, available at:  
<http://www.ec.or.ug/index.php/about-us/the-commissioners>**

**Eng. Dr. Badru M. Kiggundu (Chairman):**

Bachelors degree in Engineering (BSc 1969), MSc 1971 Carnegie-Mellon University USA and PHD 1981 University of New Mexico USA. Eng. Dr. Kiggundu is a Geotechnical/Bituminous materials specialist. His research in Geotechnical and Bituminous materials has contributed a lot in the study of the same. He was Associate Professor, head of Department, Civil Engineering and later Dean of Faculty of Technology at Makerere University. He has held chairmanship of several conferences on Earthquake disaster preparedness and Engineering in Uganda.

**Joseph N. Biribonwa (Deputy Chairman):**

Mr. Joseph N. Biribonwa holds a Bachelors of Commerce with Hons. Degree from the University of Nairobi. He has over 35 years of experience in Commercial Management of Public Enterprises (Export and Import Corporation, State Trading Corporation, Uganda Hardwares Ltd, Uganda Pharmaceuticals Ltd, Uganda Electricity Board and Electoral Commission); he was a Commissioner,

**Tom. W. Buruku (Commissioner):**

has over 35 years experience in management and diplomatic service. He holds an Honours degree in Law from the University of Dar es salam. He worked in various positions in British American Tobacco Company(BAT Uganda Ltd)(1968-1980). 1981-1990 He served as secretary general, Uganda Red Cross. 1985-1990 He was appointed Director/Africa Department, International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies in Geneva, Switzerland. Between 1991-1997

**Stephen D. Ongaria (Commissioner):**

Holds a Higher Diploma in Textile Technology from the Institute of Textile Technology, Manchester, U.K He was a General Manager in various larger public Parastatal Textile Industries for 16 years notably; Uganda Rayon Textiles Manufacturers Ltd. Uganda Spinning Mill Ltd. Lira, Pamba (Mulco) Textiles Ltd. Jinja, Uganda Bags and Hessian Mill Ltd. Tororo under the umbrella of Uganda Development Corporation.

**Mugabi Justine Ahabwe (Mrs) (Commissioner):**

Holds a Bachelor of Education Degree in English Language and Literature from Makerere University, and a Diploma in Secondary Education from National Teachers' College Kabale.

**Dr Jenny B. Okello(Commissioner):**

Holds a BA of Arts degree in French and English from Makerere University, with a PHD (Linguistics) from Indiana University, Bloomington Indiana, USA.

C. 選挙管理委員会の独立性

United States Department of State, 2014 Country Reports on Human Rights Practices - Uganda, 25 June 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/559bd52f12.html> [accessed 11 December 2015]

‘Elections and Political Participation

Recent Elections: In 2011 the country held its fourth (second multi-party) presidential and legislative election since President Museveni came to power in 1986. President Museveni won re-election with 68 percent of the vote. Kizza Besigye, the FDC president, finished second with 26 percent. The ruling NRM party captured approximately 75 percent of the seats in the 375-member unicameral National Assembly (at year's end there were 386 members). While the elections and campaign period were generally peaceful, domestic and international election observers noted several serious irregularities. Problems included the diversion of government resources before and during the elections for partisan gain, unfair access to the media for NRM candidates and restrictions on access for opposition candidates, the heavy deployment of the SSF on election day, government intimidation, disorganized polling stations, and the absence of many voters' names from voter rolls. In addition, opposition parties claimed that the Electoral Commission lacked independence.’

(仮訳)

「選挙および政治参加

最近の選挙：2011年、ウガンダでは1986年のムセベニ大統領の就任以降4回目（複数政党制の下では2回目）の大統領選挙および議会選挙が実施された。ムセベニ大統領が68%の

得票率で再選された。FDC 党首のキイザ・ベシジェが 26% を獲得し、第 2 位となった。与党 NRM が一院制の国民議会の 375 議席の約 75% を得た（年末時点の議員数は 386 名）。選挙・選挙運動期間はおおむね平和裏に経過したが、国内外の選挙監視員は、いくつかの重大な不正を指摘した。党の利益を目的とした選挙前・選挙中の政府資金の流用、NRM 候補者に有利な不公平なメディアへのアクセス、野党候補者に対する制限、選挙日のかなりの国家治安部隊(SSF)の配備、政府による威嚇、無秩序な投票所、多くの有権者の名前が有権者名簿に登録されていなかったことなどが問題であった。さらに、野党は選挙委員会が独立性を欠いていたと主張した。」

#### D. 投票委員 (Polling Agent) について

(1) ウガンダ憲法第 68 条第 3 項、

[http://www.statehouse.go.ug/sites/default/files/attachments/Constitution\\_1995.pdf](http://www.statehouse.go.ug/sites/default/files/attachments/Constitution_1995.pdf)

‘(3) A candidate is entitled to be present in person or through his or her representatives or polling agents at the polling station throughout the period of voting, counting of the votes and ascertaining of the results of the poll.’

(仮訳)

「候補者は、投票・集計・投票結果確認の期間中、自ら又は代理人若しくは投票委員 (polling agent) を通じて、投票所で立ち会うことができる。」

(2) ウガンダ 2005 年議会選挙法第 32 条

<http://www.ulrc.go.ug/ulrcsite/sites/default/files/Downloads/Laws%20of%20Uganda/Laws%20of%20Uganda%20-%202001%20-2006/parliamentary%20election%20Act%202005.pdf>

’32. Polling agents of candidates

- (1) A candidate may be present in person or through his or her representative or polling agent at each polling station for the purposes of safeguarding the interests of the candidate with regard to the polling process.
- (2) Not more than two representatives or polling agents shall be appointed by a candidate under subsection (1) and the appointment shall be in writing addressed to the presiding officer of the polling station.
- (3) A representative or polling agent appointed under subsection (2) shall report to the presiding officer of the polling station on polling day.
- (4) A representative or polling agent appointed under this section shall be paid an allowance determined by the Commission.’

(仮訳)

「32. 候補者の投票委員

- (1) 候補者は、投票プロセスに関する候補者の利益を保護する目的で、自ら又は代理人若しくは投票委員 (polling agent) を通じて、投票所で立ち会うことができる。
- (2) 候補者は第 1 項に基づき 2 名以内の代理人又は投票委員を指名するものとし、当該指名は書面で投票所の担当官に当てられるものとする。
- (3) 第 2 項に基づき指名された代理人又は投票委員は投票日に投票所の担当官に報告するものとする。
- (4) 本条に基づき指名された代理人又は投票委員は委員会が定める報酬を支払われるものとする。」

<確認したサイト>

✓	チェック日	種類	サイト	サイト内容
✓	10/12/2015	一般	Refworld	レフワールド (UNHCRによる総合 情報サイト)
		一般	ECOI	エコアイ(奥独愛によ る難民出身国情報総合 サイト)
✓	2015.12.01	一般	Google	一般検索サイト
✓	2015.12.01	一般	Yahoo	一般検索サイト
✓	2015.12.01	一般	時事ドットコム	
		他国先例	RRT	オーストラリア難民異 議審判所の先例集
		他国先例	Immigration and Protection Tribunals "Refugee/Protection Decisions"	NZ移民保護法廷先例 集
✓	2015.12.01	他国先例	判例検索システム	日本の最高裁
		国際機関	UNHCR	国連難民高等弁務官事 務所F
✓	2015.12.01	国際機関	UNHCHR	国連・人権条約機関
✓	2015.12.01	NGO	Human Rights Watch	人権NGO(日本語ペ ージあり)
		NGO	Amnesty International	人権NGO
		政府	UKBA	ユークービーイー(英 国国境局による国別報 告)
✓	2015.12.01	政府	米国	
✓	2015.12.01	政府	日本法務省	
✓	2015.12.01	政府	日本外務省	渡航者情報
		LN製品	Lexis.com	世界の判例情報
		LN製品	Lexis ASONE	日本の判例検索
		LN製品	Nexis.com	世界のニュース検索



資料

甲第 102 号証 の 1

羽田野真帆

羽田野真帆  
To:

2015年11月16日 10:02

レキシス・ネキシス・ジャパン株式会社とのプロボノ事業で  
出身国情報の検索サービスをされている件について、  
具体的に次の通りの質問事項の調査をお願いいたします。

- ① 選挙管理委員(Polling Agent)は、事前に所属政党からウガンダ政府に対して、派遣する者が報告されていたか。
- ② 2007年のウガンダ人のウガンダ・スーダン間の陸路での出入国状況について。  
「出入国の交通手段にいかなるものがあるか」「それらの手段で出入国する際、出入国手続はいかなるものか」「それらの手続は、ウガンダ人とスーダン人で異なる場合があるか」

上記質問について、12月10日までにご回答をいただけますととても助かります。

羽田野 真帆 Maho HADANO  
特定非営利活動法人 名古屋難民支援室  
Door to Asylum Nagoya (DAN)  
TEL: 070-5444-1725 / FAX: 052-308-5073

DANウェブサイト  
<http://www.door-to-asylum.jp/>  
Facebook更新中!  
<https://www.facebook.com/door.to.asylum>  
ブログも立ち上げました。  
<http://blog.canpan.info/dan/>



甲第 102 号証 の 2

羽田野真帆

2015年12月12日 8:24

To: 羽田野真帆

羽田野さま

お世話になっております。

出身国情報ですが、遅くなって申し訳ありません。

出入国について十分な情報がなかったので、問い合わせしていたのですが、まだ返信がないようですので取り急ぎ、FDC党员等に関する情報と選挙管理委員会に関する情報についてまとめたものを添付いたします。

ご確認いただき、他に必要な情報等ございましたらお知らせください。

なお、これらの情報は一般に公表されている情報をレキシス・ネクシス・ジャパン株式会社のプロボノ事業の協力によりまとめたもので、UNHCRの公式の見解を示すものではありません。

よろしく願いいたします。



2015年12月14日 16:20

To: 羽田野真帆

羽田野様

出入国に関する情報ですが、ご質問に対する十分な情報が今のところ  
出てきていません。たとえば、クライアントの信憑性の判断等のために  
関連情報が必要で、本人が使用したと主張している経路等が分かるのであれば  
そこに限って、そのような経路が存在したかどうかを調査することは  
もしかしたら可能かもしれませんが、いかがでしょうか。



羽田野真帆

2015年12月16日 16:30

To:

お返事が遅くなり申し訳ありません。  
ご丁寧に誠にありがとうございます。

本人が主張している出入国の手段は次のとおりです。

<ウガンダ出国、スーダン入国>

- ・逃亡の機会を探っていた2007年12月に、スーダン人女性とその他数名のスーダン人と共に、市場調査という名目で、カンパラ市のアルアパーク(Arua Park)からバスでスーダンに行った。
- ・その際の出国の方法:
  - ・パスポートは、自分で更新申請をしていたが、許可されず、また、飛行機で移動する場合はパスポートが必要だが、陸路の場合は不要であるため、この時は、持っていなかった。
  - ・共に出国したスーダン人女性に本人のポーターズカードを他人経由で渡して、そのスーダン人女性がポーターズ・カードに記載された本人の個人情報を利用して本人の旅行許可書を申請した。
  - ・本人は後にその旅行許可書を得る料金として15,000ウガンダシリングを支払った。

<スーダン出国、ウガンダ入国>

- ・スーダンに13日滞在したが、スーダンも安全でないと分かり、13日目の夜、スーダンのマーケットセンターでトラックに乗せてもらい、出発した。
- ・スーダンとウガンダの国境では、トラックの運転手が本人の事を国境にいる彼のガールフレンドだと説明し、彼は本人と彼自身の旅行許可書を手にして、本人のことを、買い物をしているだけだ、と説明した。
- ・トラックの運転手と本人は無事に国境を離れ、アウラ氏(Arua City)と呼ばれる町に入り、そこで運転手と別れた。

2007年当時、上記のような手段で出入国は可能だったのでしょうか。

もし情報がありましながらお教えいただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

羽田野



2015年12月21日 17:21

To: 羽田野真帆

羽田野様

お世話になっております。ありがとうございました。

なぜか「ボーターズカード」に見えていました・・・。

とりあえず、Aura parkからスーダンまではバスで行けるようで、  
2014年以前はVoter's cardを使ってスーダンに旅行することはできたようです。  
以下を証拠として出せるかは微妙ですが・・・。

また追加で何か出てきたら連絡します。

Dear [redacted]

Greetings from Uganda. I am very well, looking forward to feasting on Christmas day. Here are responses to your query.

1. Yes, it is possible to travel from Arua park to South Sudan. Arua park is where most of the buses to South Sudan are stationed in Kampala.
2. Yes, it was possible to travel to Sudan using a voter's card. A voter's card prior to 2014 served as a document for proof of Ugandan nationality. Since 2015, Ugandans use national IDs.
3. Yes, it was possible to apply for a travel's permit using a voter's card.

In 2007, the only two documents recognized for proof of nationality in Uganda were a passport and voter's ID.

Kind Regards,  
[redacted]

親愛なる

ウガンダからこんにちは。私はとても元気になっています。クリスマスの日を大いに楽しむのを心待ちにしています。あなたからのお問合せに対する回答は以下の通りです。

1. はい、アルアパークから南スーダンに行くことは可能です。アルアパークは、カンパラの南スーダン行のほとんどのバスが停留している場所です。

2. はい、ポーターズ・カードを使用してスーダンに行くことができました。2014年以前は、ポーターズ・カードが、ウガンダ国民であることを証明する文書としての機能を果たしていました。2015年以降は、ウガンダ人は、国民IDを使用しています。

3. はい、ポーターズ・カードを使用して移動許可書を取得することは可能でした。

2007年には、ウガンダ国民であることを証明する文書として認められていたのは、パスポートとポーターズ・IDの2つのみでした。

より

報告書

- 1 (甲20の1)の日本語訳(甲20の2)に一部翻訳が足りていないか所等がありましたので、前記日本語訳を別紙記載のとおり、補充します。
- 2 別紙の網掛け部分が翻訳の補充部分であり、これに対応する原文が別紙に網掛けした部分です。

2016年1月13日

羽田野 真帆



2012年1月10日

宛先：日本国政府

川口直也弁護士を經由して

\_\_\_\_\_ について

この書状は、上記の人物が、ウガンダの最大野党、民主変革フォーラム (Forum For Democratic Change, FDC) のウガンダ人メンバーであり、FDCの党員証 No. \_\_\_\_\_ の所有者であることを証明するものです。

彼女はよく知られた愛国者で、民主主義を軽んずるような行動を嫌っています。彼女は地元の政治トークショー番組「MAMBO BADO」(「まだこれから本当のことが出てくる」の意)への出演によっても知られています。これは Baganda (ウガンダの首都近辺の一地方領主国) が所有するラジオ局 CBS の野外収録番組「ビメエザ (Bimeeza)」で、NRM による独裁政権を嫌っている地元民に非常に人気がありました。

ここでは、政治的な議論 - NRM の他の野党に対する土地の占有や他の悪行に関するもの - は政権党に反対するものと受け取られています。FDC の活動として、彼女は Kakoola 村において、女性たちを動員 (Mobilization) し投票を促しました。2006 年の選挙では、ポスターを貼り、また投票委員 (Polling Agent) として高齢者を投票所に案内するなどしました。

このような活動のため NRM は彼女の命を狙いました。そのため彼女は仕事を辞め、安全を求めてウガンダを出ざるを得なくなりました。

FDC はすでに数人の支持者を亡くし、また何人かは安全のために出国を強いられています。しかし我々は国際社会の手を借りて、このような人権侵害を終わらせ、民主主義を取り戻し、これらの人々が祖国に安心して帰ることができるよう、NRM に強力に対抗しようとしています。

我々は、彼女の弁護士を通じて我々に連絡を取る前に、彼女を援助していただいたことに対して、再びお礼を言います。

つつしんで我々は、日本政府に対し、彼女が帰国できるまで、彼女を気遣い、必要な援助を与えてくださることをお願い申し上げます。

E-mail, \_\_\_\_\_

前ブガンダ青年局長・FDC 青年部、青年部全国動員統括 (ナショナル・ユース・モビライザー)



# FORUM FOR DEMOCRATIC CHANGE

Plot No. 1164, Entebbe Road, Najjanankumbi, P.O. Box 269228 Kampala, Uganda

Tel: 0414 267 920, Fax: 041 4 267 918

Date: 10<sup>th</sup> Jan. 2012

To:  
The Government Of the Republic of Japan.

Thru:  
Laywer Naoya Kawanguichi

Re: [REDACTED]

This letter serves to introduce the above mentioned person, as a member of Forum For Democratic Change FDC whose nationality is a Ugandan by decent, we would like to inform you that she is a card holding registered member of FDC, No [REDACTED] which is the leading opposition party in Uganda.

She is a well-known person as one of a high patriotism who doesn't believe in the acts that underestimate democracy. She is known by having participated in local political Talk -shows programs known as [MAMBO BADO] More truth is yet to come out] held on Bimeeza/aired outside the studio on CBS Radio own by Baganda and highly favored by local people who detested dictatorship by NRM regime.

Here political discussions were perceived to be against the ruling government on land grabbing and other ill-practices done by NRM to all opposition parties. For FDC, she was involved in the mobilization of female youth and Women on votes in Kakoola Village, posters displaying during election and guider to elder voters as a polling Agent in 2006 in the community.

In so doing the above activities NRM targeted her life leading to deprivation of her job and this forced her to seek safety and protection out-side the country.

As FDC party, we have lost several supporters and some are forced to leave the country for t safety, however, we are undertaking strong measures against NRM, with the hand of international community to see such human right abuse come to an end and embrace the return of total democracy so that our people finally come back home without fear.

Again, we thank you for helping her all along before contacting us through her Lawyer.

We therefore, humbly, request the Japan government to put her into your considerations until her return and any service rendered to her will be highly appreciated

Yours in Service,

Former Buganda youth chairman (then)/ National Youth Mobilizer, FDC  
Youth League  
Website: www.fdcuganda.org. Email: info@fdcuganda.org